

## 第 1 1 次加古川市交通安全計画（案）作成の経緯と概要について

### （1）計画の趣旨

令和 3 年 3 月、国の中央交通安全対策会議において、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年とする「第 1 1 次交通安全基本計画」が策定されました。

また、令和 3 年 7 月には、兵庫県交通安全対策会議において「第 1 1 次兵庫県交通安全計画」が策定されました。

これを受け、交通安全対策基本法第 2 6 条に基づき、「第 1 1 次加古川市交通安全計画」を策定しようとするものです。その中で、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちを目指して、加古川市が取り組むべき施策を定める予定としています。

### （2）計画期間 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

### （3）計画の方向性

- ・ 高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の安全確保
- ・ 歩行者、自転車の安全確保
- ・ 生活道路、踏切道における安全確保
- ・ 先端技術の活用促進
- ・ データ分析に基づくきめ細かな対策の推進
- ・ 地域が一体となった交通安全対策の推進
- ・ 安全運行の徹底による重大な列車事故、利用者等の関係する事故の防止

### （4）策定のスケジュール

日 程	内 容
令和 3 年 9 月 2 9 日	第 1 回加古川市交通安全対策会議 (書面開催へ変更)
令和 3 年 1 1 月 9 日 ～ 1 2 月 9 日	パブリックコメント実施
令和 4 年 1 月 1 2 日	第 2 回加古川市交通安全対策会議
令和 4 年 1 月末	計画策定